

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和4年 5月 23日

宮崎県知事 殿

提出者

住 所 宮崎県日向市美々津町2277番地

氏 名 日本ハム惣菜(株)宮崎工場
工場長 八幡 光一

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0982-58-1145

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	日本ハム惣菜(株)宮崎工場
事業場の所在地	宮崎県日向市美々津町2277番地
計画期間	令和4年4月1日 から 令和5年3月31日 まで
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
① 事業の種類	食品製造業
② 事業の規模	648,785万円
③ 従業員数	306人

④ 産業廃棄物の
一連の処理の工程

別紙①参照

(日本工業規格 A列4番)

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙②参照

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現 状	【前年度（令和3年度）実績】									
	産業廃棄物の種類	動植物性 残さ	汚泥	廃プラ スチック	廃油	金属 くず	木くず	ガラス くず等	蛍光灯	安定型混合 廃棄物
	排出量	476.31 t	953.44 t	235.64 t	54.82 t	0.09 t	1.09 t	0.00 t	0.00 t	1.62 t
② 計 画	【目標】									
	産業廃棄物の種類	動植物性 残さ	汚泥	廃プラ スチック	廃油	金属 くず	木くず	ガラス くず等	蛍光灯	安定型混合 廃棄物
	排出量	473.93 t	948.67 t	234.46 t	54.55 t	0.09 t	1.08 t	0.00 t	0.00 t	1.61 t
(これまで実施した取組)										
<ul style="list-style-type: none">・搬送コンベアー乗継改善による落ち肉削減・受けパン設置による廃棄粉削減・まとめ製造によるロス削減・フィルムロス対策による廃プラ削減										
(今後実施する予定の取組)										
<ul style="list-style-type: none">・搬送コンベアー乗継改善による落ち肉削減・受けパン設置による廃棄粉削減・まとめ製造によるロス削減・フィルムロス対策による廃プラ削減・動物性油脂の回収による汚泥削減・排水処理作業最適化による汚泥削減										

産業廃棄物の分別に関する事項

① 現 状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 動植物性残渣を分別し、有価物化を実施 廃プラ分別による有価物化 金属と廃プラ分離による有価物化 天かす分別による有価物量アップ
② 計 画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 上記取組の実施量のアップ

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和3年度）実績】										
産業廃棄物の種類	動植物性残さ	汚泥	廃プラスチック	廃油	金属くず	木くず	ガラスくず等	蛍光灯	安定型混合廃棄物	
自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
① 現状 (これまで実施した取組) 特に実施していない										
【目標】										
産業廃棄物の種類	動植物性残さ	汚泥	廃プラスチック	廃油	金属くず	木くず	ガラスくず等	蛍光灯	安定型混合廃棄物	
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
② 計画 (今後実施する予定の取組) 実施予定なし										

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

【前年度（令和3年度）実績】										
産業廃棄物の種類	動植物性残さ	汚泥	廃プラスチック	廃油	金属くず	木くず	ガラスくず等	蛍光灯	安定型混合廃棄物	
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
① 現状 (これまでに実施した取組) 特に実施していない										
【目標】										
産業廃棄物の種類	動植物性残さ	汚泥	廃プラスチック	廃油	金属くず	木くず	ガラスくず等	蛍光灯	安定型混合廃棄物	
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
② 計画 (今後実施する予定の取組) 実施予定なし										

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度（令和3年度）実績】										
産業廃棄物の種類	動植物性残さ	汚泥	廃プラスチック	廃油	金属くず	木くず	ガラスくず等	蛍光灯	安定型混合廃棄物	
全処理委託量	476.31 t	953.44 t	235.64 t	54.82 t	0.09 t	1.09 t	0.00 t	0.00 t	1.62 t	
優良認定処理業者への処理委託量	457.86 t	953.44 t	5.19 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	1.62 t	
再生利用業者への処理委託量	457.86 t	953.44 t	230.45 t	53.26 t	0.09 t	1.09 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	
認定熱回収業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	
認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	
① 現状 (これまでに実施した取組) ・委託処理業者の現地視察確認を実施										

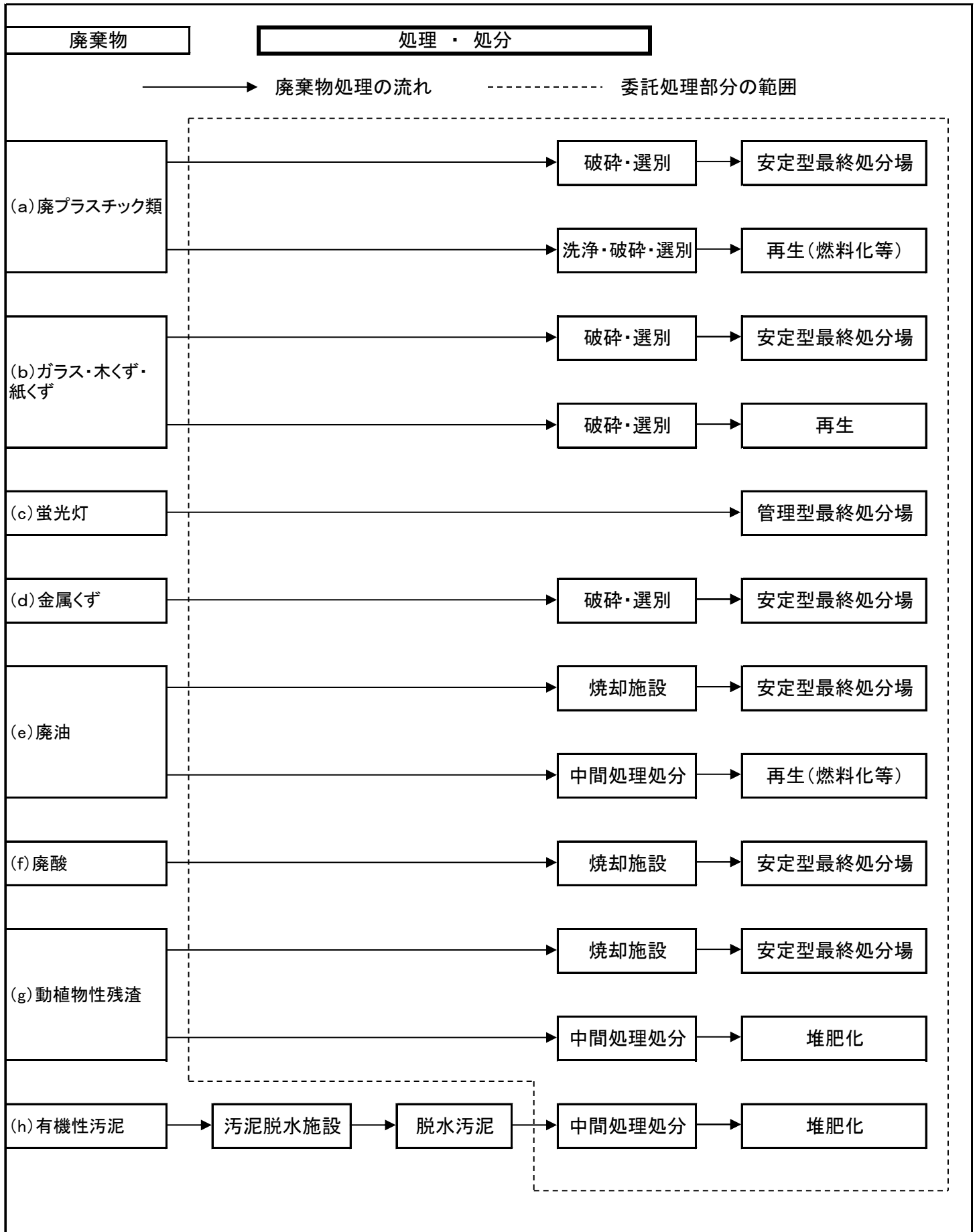
【目標】		産業廃棄物の種類	動植物性 残さ	汚泥	廃プラ スチック	廃油	金属 くず	木くず	ガラス くず等	蛍光灯	安定型混合 廃棄物
② 計 画	全処理委託量	473.93 t	948.67 t	234.46 t	54.55 t	0.09 t	1.08 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	1.61 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	455.57 t	948.67 t	5.16 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	1.61 t
	再生利用業者への 処理委託量	455.57 t	948.67 t	229.30 t	52.99 t	0.09 t	1.08 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t	0.00 t
	(今後実施する予定の取組)										
<ul style="list-style-type: none"> 委託処理業者の現地視察確認の継続 											
※ 事務 処理欄											

(第6面)

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

第 1 面 ④産業廃棄物の一連の処理の工程 について



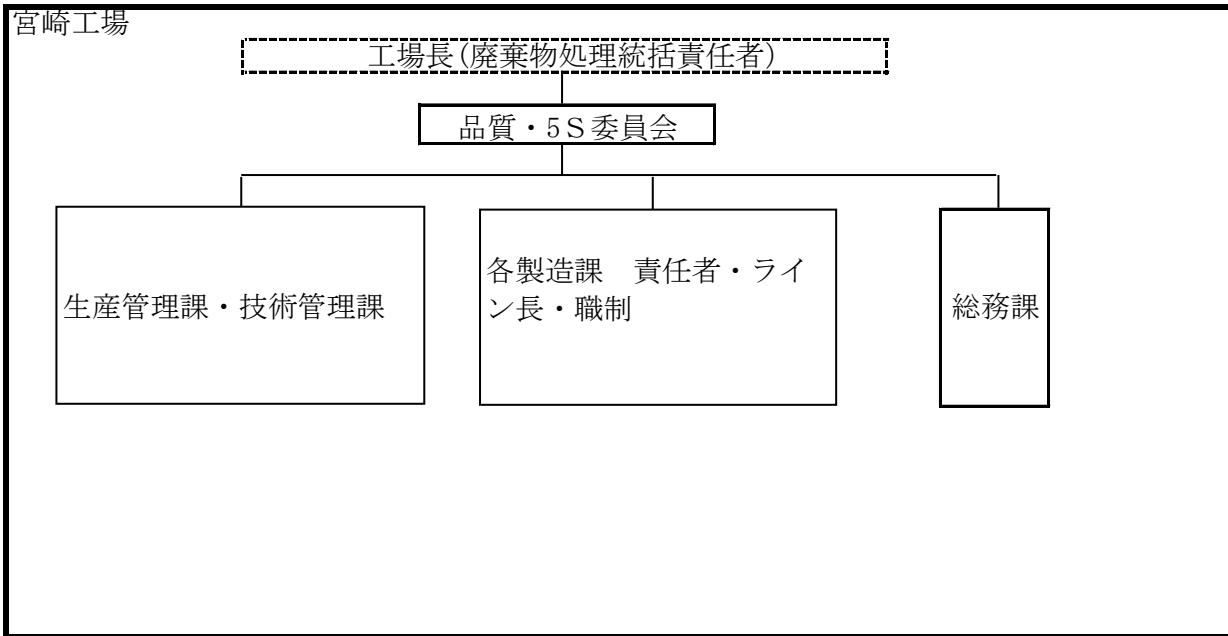
第 2 面 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 について

4. 産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(1) 責任者及び管理組織図

統括責任者	職・氏名：工場長 八幡 光一
廃棄物担当	職・氏名：環境管理責任者 西村 実 組織人数： 13名
役割	品質・5S委員会 ○廃棄物処理に関する検討 廃棄物の発生抑制、再生利用、中間処理、適正処理の推進、計画的な廃棄物の管理運営を行う上で必要な事項を検討する。 ・委員長—工場長 ・委員—関連部署担当者 ・事務局 環境管理責任者 西村 実 技術管理責任者 西村 実
	廃棄物処理 ○廃棄物処理方針の策定 ○工場の廃棄物管理規定の策定・改廃 ○廃棄物処理に関する各種事項の決定、承認
	廃棄物管理担当 ○廃棄物処理計画の作成 ○廃棄物管理状況の把握と改善策の検討 ○産業廃棄物処理施設の運転・維持管理状況の把握 ○処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理 ○委託契約の締結 ○産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物管理票の交付・管理 ○監督官庁への各種報告 ○社員、関連会社に対する教育・啓発 ○その他関係する事項

廃 棄 物 管 理 組 織



(1) 管理体制の強化

管理体制 (組織)

工場内の各部署と協力し、廃棄物削減に対する横断的な組織(品質・5S委員会)を構成する。

(2) 教育

発生する廃棄物の発生量及び分別の取り扱いの周知を行う。

(3) 情報公開

廃棄物の課別発生量、分別、再生利用状況について情報の公開に努める。